

議案第90号

みやき町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する  
条例の制定について

みやき町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  
を次のように定めるものとする

令和 2年12月 8日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、町民の生活環境の保全及び生活の安全に資することを目的とする条例を定める必要があるため、議会の議決を求めるものである。

# みやき町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 安全基準等に適合しない土砂等の使用の禁止（第6条）
- 第3章 特定事業に関する規制（第7条―第23条）
- 第4章 雑則（第24条―第25条）
- 第5章 罰則（第26条―第29条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、町民の生活環境の保全及び生活の安全に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）土砂等 土砂及びこれに混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- （2）埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土地（公有水面以外の水面を含む。）への土砂等による堆積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料として土砂等の埋立て等を行う行為その他生活環境保全上必要な措置が図られ、かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く。）をいう。
- （3）土砂等の崩落等 土砂等の埋立て等による土砂等の崩落、飛散及び流出をいう。
- （4）土壌の汚染 人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める基準（以下「安全基準等」という。）に適合しない土砂等が埋立て等に使用されたことにより、土壌が汚染された状態をいう。
- （5）特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域（以下この号において「宅地造成等区域」という。）内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等を使用し、埋立て等を行う事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積（宅地造成等区域においては、当該宅地造成等区域内にある土砂等の埋立て等に供する区域の面積の合計）が500平方メートル以上（土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル未満であ

っても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に土砂等の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の土砂等の埋立て等に供する区域と既に施工され、又は施工中の土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に供する区域の面積とが合算して500平方メートル以上となるもの（当該土砂等の埋立て等を行う事業の事業区域の土地所有者又は事業者が同一のものである場合に限る。）を含む。）3,000平方メートル未満であるものをいう。

（町の責務）

第3条 町は、県と連携して、土壌の汚染及び土砂等の崩落等（以下「汚染崩落等」という。）の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動において、汚染崩落等の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

- 2 土砂等の埋立て等を行う者は、土砂等の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等を行う区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。
- 3 土砂等の埋立て等を行う者は、汚染崩落等の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する土砂等の埋立て等の適正化に関する施策に協力しなければならない。
- 4 土砂等を発生させる者は、発生させる土砂等の量を抑制するよう努めるとともに、埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等のために土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないよう努めなければならない。
- 5 土砂等を運搬する事業を行う者は、埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等のために土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、土砂等の埋立て等を行う者に対し土地を提供しようとするときは、汚染崩落等の発生のおそれのないことを確認するとともに、町が実施する土砂等の埋立て等の適正化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、速やかに町への通報その他必要な措置を講じなければならない。

第2章 安全基準等に適合しない土砂等の使用の禁止

（安全基準等に適合しない土砂等の使用の禁止）

第6条 事業者又は土地所有者等は、特定事業を行うに当たって安全基準等に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、又は安全基準等に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行う者に対し土地を提供してはならない。

### 第3章 特定事業に関する規制

#### (特定事業の許可)

第7条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次に掲げる土砂等の埋立て等である場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う土砂等の埋立て等
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定により認可された採取計画に基づき、採取された土砂等を販売するために当該認可に係る場所において一時的に行う土砂等の埋立て等
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等

2 前項の許可（以下「特定事業許可」という。）を受けようとする者（次条及び第9条において「申請者」という。）は、あらかじめ、特定事業区域の土地の所有者に対し、規則で定める事項を説明しなければならない。

3 町長は、生活環境の保全又は生活の安全の確保のために必要があると認めるときは、特定事業許可に条件を付することができる。

#### (許可の申請)

第8条 申請者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業区域の位置及び面積
- (3) 特定事業の用に供する施設の設置に関する計画
- (4) 特定事業の施工を管理する事務所（以下「現場事務所」という。）の所在地
- (5) 現場事務所において特定事業の施工を管理する者（以下「現場責任者」という。）の氏名
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量
- (7) 特定事業の施工期間
- (8) 特定事業が完了した場合における特定事業区域及び特定事業の用に供する施設（以下「特定事業場」という。）の構造（当該特定事業が他の場所への土砂等の搬出を目的とした一時的な事業（第13条第2号において「一時的堆積事業」という。）にあっては、土砂等の最大堆積時における当該特定事業場の構造。次条第4号において同じ。）
- (9) 特定事業が施工されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の

発生を防止するための措置

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、特定事業区域の土地の使用権原を証する書類、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

3 第1項第7号の特定事業の施工期間は、3年を超えてはならない。

(許可の基準)

第9条 町長は、特定事業許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、特定事業許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害により特定事業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

エ 第20条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者

オ 第21条第1項の規定により特定事業許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係るみやき町行政手続条例（平成17年みやき町条例第9号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）

カ 第21条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

キ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）

サ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

シ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

ス 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

セ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ソ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

タ 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）にコからソまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人

チ コからソまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(2) 申請者が、申請に係る土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。

(3) 現場事務所が設置され、かつ、現場責任者が置かれること。

(4) 特定事業が完了した場合における当該特定事業場の構造が、特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生のおそれがないものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(5) 特定事業が施工されている間において当該特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。

(変更の許可等)

第10条 特定事業許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、第8条第1項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

2 許可事業者が、第20条第1項、第3項又は第6項の規定による命令に従う場合において、当該許可に係る第8条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類及び図面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及び理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 第1項の規定による許可については、第7条第2項及び第3項並びに前条の規定を準用する。この場合において、第7条第2項中「前項の許可（以下「特定事業許可」という。）」とあるのは、「第10条第1項の許可」と、「次条及び第9条」とあるのは「第

9条」と、同条第3項中「特定事業許可」とあるのは「第10条第1項の許可」と、前条中「特定事業許可の」とあるのは「第10条第1項の許可の」と、「特定事業許可を」とあるのは、「同項の許可を」と読み替えるものとする。

5 許可事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(特定事業の着手の届出)

第11条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、着手した日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第12条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取されたものであることを証する書面を添付して町長に届け出なければならない。

(土砂等管理台帳の作成)

第13条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、町長にその写しを提出しなければならない。

(1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日ごとの量及びその採取場所ごとの内訳

(2) 当該許可に係る特定事業が一時的堆積事業に係るものである場合にあっては、当該特定事業区域から搬出された土砂等の1日ごとの量及びその搬出先ごとの内訳

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

(関係書類の閲覧)

第14条 許可事業者は、当該許可に係る現場事務所において、当該特定事業が施工されている間、周辺住民その他の生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、当該特定事業に関しこの条例の規定により町長に提出した書類の写し及び土砂等管理台帳を閲覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第15条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該許可事業者の氏名又は名称、現場責任者の氏名その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 許可事業者は、当該許可に係る特定事業場について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(特定事業の廃止等)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止後又は休止中における土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 許可事業者は、当該許可に係る特定事業を廃止したとき又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。当該休止の届出をした特定事業を再開したときも、同様とする。
- 3 前項の規定による廃止の届出があったときは、特定事業許可は、その効力を失う。
- 4 町長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、第1項の規定による措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。
- 5 前項の規定により、土砂等の崩落等の発生を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了)

第17条 許可事業者は、当該特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業が特定事業許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により、土砂等の崩落等の発生を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(承継)

第18条 許可事業者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可事業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を町長に届け出るとともに、土地所有者等に通知しなければならない。

(譲受けの許可等)

第19条 許可事業者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、特定事業区域の土地の使用権原を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 譲受けに係る特定事業の許可の許可番号並びにその許可を受けた者の氏名又は名



称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(3) 特定事業区域の位置

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 第1項の規定による許可の基準については、第9条(第1号及び第2号に限る。)の規定を準用する。この場合において、同条中「特定事業許可の」とあるのは「第19条第1項の許可の」と、「、特定事業許可を」とあるのは「、同項の許可を」と、「申請者」とあるのは「第19条第1項の許可を受けようとする者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定による許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る許可事業者の地位を承継する。

(命令)

第20条 町長は、特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業について、許可事業者に対し当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、及び当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- 2 町長は、第7条第1項、第10条第1項又は前条第1項の規定に違反して許可を受けずに特定事業を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、汚染崩落等の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 町長は、第16条第5項、第17条第3項又は次条第2項に規定する者が、土砂等の崩落等による災害を防止するために必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 町長は、許可事業者が行った土砂等の埋立て等が、第9条第4号又は第5号に適合しないと認めるときは、当該許可事業者(前項の規定による命令を受けた者を除く。)に対し当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずること及び当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。
- 5 町長は、特定事業が行われた場合において、汚染崩落等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該特定事業をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該特定事業を行う者を助けた者に対し、相当の期限を定めて汚染崩落等による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 6 町長は、第24条の規定により収去した土砂等が安全基準等に適合しないと認めるときは、特定事業を行った者に対し、原因の調査その他当該特定事業により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきこと及び安全基準等に適合しているかどうかの検査等を命ずる

こと並びに当該特定事業の停止を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第21条 町長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は相当の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第7条第1項、第10条第1項又は第19条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 特定事業許可に係る特定事業を引き続き1年以上行っていないとき。
- (3) 第7条第3項(第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第9条第1号キ及びケからチまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 第10条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を、同項の許可を受けないで変更したとき。
- (6) 第11条から第15条までの規定に違反したとき。
- (7) 第18条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第9条第1号アからチまでのいずれかに該当するとき。
- (8) 前条第1項から第4項まで及び第6項並びに本項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により特定事業許可の取消しを受けた者は、当該特定事業による汚染崩落等の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土地所有者等に対する勧告)

第22条 町長は、特定事業場において、汚染崩落等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の土地所有者等に対し、汚染崩落等による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ当該勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係書類の保存)

第23条 許可事業者は、当該特定事業について第16条第2項の規定による廃止の届出若しくは第17条第1項の規定による完了の届出をした日又は第21条第1項の規定による特定事業許可の取消しの通知を受けた日から3年間、当該特定事業に係る土砂等管理台帳並びにこの条例の規定により町長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

#### 第4章 雑則

(立入検査等)

第24条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業を行う者又は当該土砂等の埋立て等に係る土地所有者等に対し、報告を求め、又はその職員に、土砂等の埋立

て等を行う者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に質問し、若しくは試験の用に供するために必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項、第10条第1項又は第19条第1項の規定に違反して特定事業を行った者

(2) 偽りその他不正の手段により、第7条第1項、第10条第1項又は第19条第1項の許可を受けた者

(3) 第20条又は第21条第1項の規定による命令に違反した者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、同条各号に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はその写しを提出しなかった者

(3) 第23条の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者

(4) 第24条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第5項、第11条、第16条第2項、第17条第1項又は第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第23条の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## みやき町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、みやき町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（令和2年みやき町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（埋立て等）

第3条 条例第2条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる施設又は土地の区域内において行う土砂等の埋立て等とする。

- （1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場
- （2） 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第1条第3号に規定する埋立処理施設
- （3） 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項及び第11条第1項の規定により指定された土地の区域（同法第6条第1項に規定する汚染の除去等の措置が行われる場合に限る。）

（安全基準等）

第4条 条例第2条第4号の規則で定める安全基準等は、土砂等の安全基準（土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）の別表（同表中農用地に係る部分を除く。）の規定の例による基準をいう。以下この項において同じ。）によるものとする。ただし、条例第20条第6項の規定を適用する場合における安全基準等については、土砂等の安全基準及び水質の安全基準（地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）の別表（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る部分を除く。）及び土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）の別表第2（有機りん化合物に係る部分に限る。）の規定の例による基準をいう。）によるものとする。

（公共的団体）

第5条 条例第7条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- （1） 西日本高速道路株式会社及び日本下水道事業団
- （2） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- （3） 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- （4） 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- （5） 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社

- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づき設立された土地開発公社
- (7) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に基づき設立された地方独立行政法人及び公立大学法人
- (8) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により認可された土地改良区及び同法第 77 条第 2 項の規定により認可された土地改良区連合（これらの者が同法の規定に基づく土地改良事業を行う場合に限る。）
- (9) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定により認可された土地区画整理組合（同法の規定に基づく土地区画整理事業を行う場合に限る。）
- (10) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 11 条第 1 項の規定により認可された市街地再開発組合（同法の規定に基づく市街地再開発事業を行う場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、国の機関又は地方公共団体が、出資金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人であって、土砂等を適正に処理することに関し、国の機関又は地方公共団体と同等以上の業務遂行能力があると町長が認めたもの  
(土砂等の埋立て等)

第 6 条 条例第 7 条第 1 項第 4 号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる法令の規定による許可を受けて行う土砂等の埋立て等
  - ア 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項及び第 34 条第 2 項（同法第 44 条において準用する場合を含む。）
  - イ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項及び第 91 条第 1 項
  - ウ 土地区画整理法第 76 条第 1 項
  - エ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項（同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）
  - オ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 18 条第 1 項及び第 42 条第 1 項
  - カ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項
  - キ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 58 条の 4 第 1 項及び第 58 条の 6 第 1 項
  - ク 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項及び第 2 項並びに第 52 条の 2 第 1 項
  - ケ 都市再開発法第 66 条第 1 項
  - コ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項
  - サ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 10 条第 1 項
  - シ 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 1 項
  - ス 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項
  - セ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 第 1 項
  - ソ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 14 条第 1 項

- (2) 次に掲げる法令の規定による認可を受けて行う土砂等の埋立て等
  - ア 土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項及び第3項並びに第51条の2第1項
  - イ 都市計画法第59条第4項
  - ウ 都市再開発法第7条の9第1項、第11条第1項及び第3項並びに第50条の2第1項
- (3) 都市再開発法第129条の2第1項の規定による認定を受けて行う土砂等の埋立て等
- (4) 次に掲げる法令の規定による承認を受けて行う土砂等の埋立て等
  - ア 道路法第24条
  - イ 地すべり等防止法第11条第1項
  - ウ 河川法第20条
- (5) 道路法第35条の規定による同意を得て行う土砂等の埋立て等
- (6) 次に掲げる法令の規定による協議が整った上で行う土砂等の埋立て等
  - ア 地すべり等防止法第20条第2項
  - イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第4項
- (7) 次に掲げる法令の規定による届出をした上で行う土砂等の埋立て等
  - ア 森林法第10条の8第1項
  - イ 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条
- (8) 土地改良法に基づく土地改良事業を行う者がその事業において行う土砂等の埋立て等
- (9) 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業を行う者がその事業において行う土砂等の埋立て等
- (10) 土砂等の埋立て等に供する区域における土砂等の埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂等の埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートル未満である土砂等の埋立て等
- (11) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全するために行う土砂等の埋立て等
- (12) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が公の施設の管理として行う土砂の埋立て等
- (13) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の埋立て等
- (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が前各号に準ずると認める土砂等の埋立て等  
（土地所有者に対する説明事項）

第7条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）の位置及び面積
- (3) 特定事業の用に供する施設の設置に関する計画
- (4) 特定事業の施工を管理する事務所（以下「現場事務所」という。）の所在地
- (5) 現場事務所において特定事業の施工を管理する者（以下「現場責任者」という。）の氏名
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量
- (7) 特定事業の施工期間
- (8) 特定事業が完了した場合における特定事業区域及び特定事業の用に供する施設（以下「特定事業場」という。）の構造（当該特定事業が他の場所への土砂等の搬出を目的とした一時的

な事業（以下「一時的堆積事業」という。）にあつては、土砂等の最大堆積時における当該特定事業場の構造）

（9） 特定事業が施工されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するための措置

（許可の申請）

第8条 条例第8条第1項の申請は、特定事業許可申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第8条第1項第10号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1） 特定事業の目的

（2） 条例第7条の許可を受けようとする者（以下この項及び次項において「申請者」という。）が法人である場合には、その役員の氏名

（3） 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所並びにその役員の氏名及び住所）

（4） 一時的堆積事業にあつては、土砂等の最大堆積時における土砂等の量

（5） その他町長が必要と認める事項

3 条例第8条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

（1） 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

（2） 申請者が未成年者である場合には、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

（3） 特定事業の施工に関する計画書

（4） 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面

（5） 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（一時的堆積事業にあつては、土砂等の最大堆積時における計画平面図及び計画断面図）で、特定事業の施工前の状況を確認することができるもの

（6） 特定事業区域の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び当該土地について使用権原を証する書類）及び特定事業場の公図の写し

（7） 特定事業に使用される土砂等の量（一時的堆積事業にあつては、土砂等の最大堆積時における土砂等の量）の積算を記載した計算書

（8） 次条に定める基準に適合していることを確認できる書類

（9） 特定事業場の周辺地域の住民への当該特定事業についての周知状況を示す書類及び当該特定事業区域の土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）に説明したことを示す書類

（10） 資金調達計画書（様式第2号）により作成した特定事業の施工に要する経費の資金調達計画及び次に掲げる書類

ア 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税、法人事業税及び法人住民税の納付すべき額及び



納付済額を証する書類

イ 個人にあつては、資産に関する調書並びに直前3年の所得税、個人事業税及び個人住民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ウ 自己の資金を特定事業に要する経費に充てる場合には、預金残高を証明する書類その他これに類する書類

エ 借入金を特定事業に要する経費に充てる場合には、金融機関の融資を証明する書類

(11) 申請者及び法定代理人（申請者及び法定代理人が法人である場合には、その役員）が条例第9条第1号アからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第3号）

(12) その他町長が必要と認める書類及び図面

（特定事業場の構造に関する基準）

第9条 条例第9条第4号（条例第10条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定事業区域において地盤が軟弱である場合は、当該場所の基礎地盤について適切な処理が講じられていること。

(2) 著しく傾斜している土地において特定事業を施工する場合は、施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等の接する面がすべり面とならないように、段切りその他の措置が講じられていること。

(3) 土砂等の埋立て等の高さ（土砂等の埋立て等により形成されたのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配が、別表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりであること。

(4) 擁壁を設置する場合における当該擁壁の構造が、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までに規定する基準等に適合すること。

(5) 特定事業の完了後に、地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

(6) 特定事業区域内の雨水その他の地表水を適切に排出することができるように、排水施設の設置その他の必要な措置が講じられていること。

(7) のり面について、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

(8) 埋立て等により堆積する土砂等の高さが5メートル以上である場合においては、高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段が設けられていること。

(9) 谷、沢状の土地等地表水が集中しやすい地形において特定事業を行う場合は、湧水及び浸透水を適切に排出できるよう、排水施設の設置その他の必要な措置が講じられていること。

（軽微な変更）

第10条 条例第10条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名及び役員の名）
  - (2) 現場事務所の所在地
  - (3) 現場責任者
  - (4) 特定事業に使用される土砂等の量又は一時的堆積事業における土砂等の最大堆積時の土砂等の量（土砂等の量を減少させるものであり、かつ、特定事業区域の面積の変更を伴わないものに限る。）
  - (5) 特定事業の施工期間（当該期間を短縮させるものに限る。）
  - (6) 土砂等の崩落等の発生を防止するための措置として設置した排水施設その他の施設の構造（当該施設の機能を高めるものに限る。）
  - (7) 特定事業の目的
  - (8) 許可事業者又は法定代理人が法人である場合には、その役員
  - (9) 許可事業者が未成年である場合の法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所並びにその役員の名及び住所）
- 2 条例第10条第3項の申請は、特定事業変更許可申請書（様式第4号）により行わなければならないものとし、同項の規則で定める書類及び図面は、第8条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち変更事項に係る書類及び図面とする。
- 3 条例第10条第3項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 特定事業の許可番号
  - (2) その他町長が必要と認める事項
- 4 条例第10条第5項の規定による届出は、特定事業変更届出書（様式第5号）により行わなければならない。
- 5 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 許可事業者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
  - (2) 第1項第4号に掲げる事項の変更の場合 変更後の特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の特定事業場の計画平面図及び計画断面図
  - (3) 第1項第6号に掲げる事項の変更の場合 変更後の排水施設その他の施設の構造図並びに流出量算定及び排水断面図算定を記載した書面
  - (4) 第1項第8号に掲げる事項の変更の場合 許可事業者又は法定代理人の役員の名の住民票の写し及び条例第9条第1号アからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第3号）
  - (5) 第1項第9号に掲げる事項の変更の場合 法定代理人の名の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書）
- (特定事業の着手の届出)
- 第11条 条例第11条の規定による届出は、特定事業着手届出書（様式第6号）により行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第12条 条例第12条の規定による届出は、搬入しようとする土砂等の量5,000立方メートル以内ごとに、土砂等搬入届出書(様式第7号)により行わなければならない。

- 2 条例第12条の当該土砂等が当該採取場所から採取されたものであることを証する書面は、当該採取場所の土地の所有権その他の権原に基づき土砂等を採取した者が発行した土砂等採取元証明書(様式第8号)によらなければならない。

(土砂等管理台帳)

第13条 条例第13条に規定する土砂等管理台帳は、特定事業土砂等管理台帳(様式第9号)によらなければならない。

- 2 条例第13条第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可事業者の氏名又は名称
- (2) 特定事業の許可番号
- (3) 特定事業場の所在地
- (4) 特定事業区域の面積
- (5) 特定事業の施工期間
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量(一時的堆積事業にあつては、特定事業に使用される土砂等の量及び土砂等の最大堆積時における土砂等の量)
- (7) 現場責任者の氏名
- (8) 特定事業に使用される土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等を採取した者の氏名又は名称
- (9) その他町長が必要と認める事項

- 3 許可事業者は、毎月15日までに、前月中における条例第13条各号に規定する事項を記載した土砂等管理台帳の写しを町長に提出しなければならない。

(標識の掲示)

第14条 条例第15条第1項の規定による標識の掲示は、特定事業が施工されている間、様式第10号により、次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

- (1) 特定事業の許可番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業場の所在地
- (4) 許可事業者の氏名又は名称
- (5) 許可事業者の住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (6) 現場事務所の所在地及び電話番号
- (7) 現場責任者の氏名
- (8) 特定事業の施工期間
- (9) 特定事業区域の面積
- (10) 土砂等の搬入予定量(一時的堆積事業にあつては、年間の搬入及び搬出予定量)
- (11) その他町長が必要と認める事項

(特定事業の廃止等の届出)

第 15 条 条例第 16 条第 2 項の規定による届出は、特定事業廃止（休止・再開）届出書（様式第 11 号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図面及び写真を添付しなければならない。

(1) 特定事業の廃止の場合 廃止後の特定事業区域の平面図、断面図及び写真

(2) 特定事業の休止の場合 特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための措置を示す特定事業区域の平面図、断面図及び写真

(特定事業の完了の届出)

第 16 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、特定事業完了届出書（様式第 12 号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、特定事業の完了時の特定事業区域の平面図、断面図及び写真を添付しなければならない。

(承継の届出)

第 17 条 条例第 18 条第 2 項の規定による届出は、特定事業承継届出書（様式第 13 号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び書面を添付しなければならない。

(1) 地位を承継した事実を証する書面

(2) 地位を承継した者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

(3) 地位を承継した者が未成年者である場合には、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書）

(譲受けの許可の申請)

第 18 条 条例第 19 条第 2 項の申請については、第 8 条第 1 項及び第 3 項（第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 9 号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」とあるのは「第 19 条第 2 項」と、「特定事業許可申請書」とあるのは「特定事業譲受け許可申請書」と、「様式第 1 号」とあるのは「様式第 14 号」と、同条第 3 項中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 19 条第 2 項」と、同項第 1 号中「申請者」とあるのは「条例第 19 条第 2 項の許可を受けようとする者（以下この項及び第 18 条第 2 項において「譲受け申請者」という。）」と、同項第 2 号、第 6 号及び第 11 号中「申請者」とあるのは「譲受け申請者」と読み替えるものとする。

2 条例第 19 条第 2 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 譲受けの理由

(2) 現場責任者の氏名

(3) 譲受け申請者が法人である場合には、その役員の氏名及び住所

(4) 譲受け申請者が未成年者である場合には、法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所並びにその役員の氏名及び住所）

(立入検査等の身分証明書)

第 19 条 条例第 24 条第 2 項の身分を示す証明書は、様式第 15 号によるものとする。

(書類等の提出)

第 20 条 条例及びこの規則の規定により町長に提出する書類及び図面の部数は、正副 2 通とする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

埋立て等の高さ	のり面の勾配
10 メートル以下	土砂等の埋立て等の高さに対する当該のり面の上端と下端の水平距離が 1.8 倍以上の勾配
5 メートル以下	土砂等の埋立て等の高さに対する当該のり面の上端と下端の水平距離が 1.5 倍以上の勾配
上記以外のもの	安定計算を行い、安全が確保される勾配